平成２４年（フ）第２８９号
熊本県宇城市不知火町御領84番地10
債務者　野山　健作
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　一彦
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３５号
横浜市港北区岸根町642番地１　スカイパレス岸根102
債務者　桐山　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　竜太
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１号
静岡県沼津市戸田2021番地の２、前住所静岡県沼津市戸田2021番地の１
債務者　山本　　樹
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
静岡県沼津市原町中１丁目５番地の８
債務者　小野　厚司
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　絵子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
静岡県沼津市原町中１丁目５番地の７
債務者　小野　俊晴
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　絵子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８６号
横浜市保土ケ谷区法泉１丁目２番28号
債務者　中込　秀雄
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０５号
東京都稲城市大丸87ディアコートⅡ203、住民票上の住所奈良県吉野郡十津川村大字小山手217番地の１
債務者　大谷　安司
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６０号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目５番42号
債務者　伊藤　竜也
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中宗一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０号
岐阜市蔵前３丁目10番６号　レオパレス蔵前205号室
債務者　渡邊　眞示
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
大分県津久見市中央町25番15号
債務者　三木五十鈴
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字甲寺裏63番地１
債務者　竹内　直美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２号
京都府福知山市土師宮町１丁目49番地　シャンポール土師202号
債務者　芦田　百世
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
北海道北斗市久根別１丁目27番30号
債務者　飯田眞喜子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２号
埼玉県川口市南鳩ケ谷７丁目10番５号
債務者　櫻井　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
埼玉県川口市赤井１丁目26番15号　梶山ハイツA101号
債務者　板垣　秀夫
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係